

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県 南三陸町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法に基づく次の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理(取得・異動・喪失・被保険者証の交付等)</li> <li>2 介護保険料の賦課及び減免</li> <li>3 要介護認定及び保険給付</li> </ol> <p>上記事務のうち、特定個人情報は次の事務で使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者資格の取得・異動・喪失の届出、被保険者証再交付に係る申請 等</li> <li>2 介護保険料の算定に係る所得情報等の照会、被保険者・関係機関への通知、減免・徴収猶予の申請 等</li> <li>3 要介護認定に係る新規・更新等の申請、居宅・介護予防サービス計画の届出 等</li> <li>4 保険給付に係る審査支払事務、高額介護サービス費等の支給申請、負担限度額の認定申請、利用者負担額減免・免除申請、福祉用具購入費・住宅改修費・その他費用の償還払い 等</li> </ol>
③システムの名称	介護保険システム、住民情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険資格情報ファイル、介護保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項</p> <p>【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において情報提供者が市町村長となる介護保険給付等関係情報の各項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>(保険料に関すること)・・・町民税務課 税務係</p> <p>(資格・保険給付に関すること)・・・保健福祉課 高齢者福祉係</p>
②所属長の役職名	<p>(保険料に関すること)・・・町民税務課長</p> <p>(資格・保険給付に関すること)・・・保健福祉課長</p>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>(保険料に関すること)・・・町民税務課 税務係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1372</p> <p>(資格・保険給付に関すること)・・・保健福祉課 高齢者福祉係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL0226-46-3041</p>
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を用いて人手を介在させる作業を行う場合は、複数人による確認を行い、人為的ミスが生じないよう務めている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>契約書において特定個人情報の保護責任者及び取扱担当者を定める旨規定しているほか、安全管理措置の遵守等必要な事項を定めている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	1.5 ①部署	(全般に関する) … 企画課 情報政策係	(全般に関する) … 企画課 企画情報係	事後	
平成28年4月1日	1.1 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
平成29年9月4日	1.7 請求先	総務課 総務法令係 住所 宮城県南三陸町志津川字沼田56番地2 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1370 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	事後	
平成29年9月4日	1.8 連絡先	(全般に関する) … 企画課長 阿部 俊光 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	(全般に関する) … 企画課長 及川 明 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	事後	
令和1年7月1日	1.5 ②所属長	(全般に関する) … 企画課長 阿部 俊光 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	(全般に関する) … 企画課長 及川 明 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	事後	
令和1年7月1日	1.8 連絡先	(全般に関する) … 企画課長 阿部 俊光 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	(全般に関する) … 企画課長 及川 明 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和2年6月8日	評価実施機関名	南三陸町 町長 佐藤 仁	宮城県 南三陸町長	事後	
令和8年2月26日	1 関連情報 ①事務の概要	当該事務は、過誤保険法に基づく次の事務を実施する。 1 被保険者の資格管理(取得・異動・喪失・被保険者証の交付等) 2 介護保険料の賦課及び減免 3 要介護認定及び保険給付  上記事務のうち、特定個人情報とは次の事務で使用する。 1 被保険者資格の取得・異動・喪失の届出、被保険者証再交付に係る申請 等 2 介護保険料の算定に係る所得情報等の照会、被保険者・関係機関への通知、減免・徴収猶予の申請 等 3 要介護認定に係る新規・更新等の申請、居宅・介護予防サービス計画の届出 等 4 保険給付に係る審査支払事務、高額介護サービス費等の支給申請、負担限度額の認定申請、利用者負担額減免・免除申請、福祉用具購入費・住宅改修費・その他費用の償還払い 等	当該事務は、介護保険法に基づく次の事務を実施する。 1 被保険者の資格管理(取得・異動・喪失・被保険者証の交付等) 2 介護保険料の賦課及び減免 3 要介護認定及び保険給付  上記事務のうち、特定個人情報は次の事務で使用する。 1 被保険者資格の取得・異動・喪失の届出、被保険者証再交付に係る申請 等 2 介護保険料の算定に係る所得情報等の照会、被保険者・関係機関への通知、減免・徴収猶予の申請 等 3 要介護認定に係る新規・更新等の申請、居宅・介護予防サービス計画の届出 等 4 保険給付に係る審査支払事務、高額介護サービス費等の支給申請、負担限度額の認定申請、利用者負担額減免・免除申請、福祉用具購入費・住宅改修費・その他費用の償還払い 等	事後	
令和8年2月26日	③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	介護保険システム、住民情報システム	事後	
令和8年2月26日	2.特定個人情報ファイル名	介護保険資格情報ファイル、介護保険賦課情報ファイル、介護保険給付情報ファイル	介護保険資格情報ファイル、介護保険給付情報ファイル		
令和8年2月26日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表100の項	事後	
令和8年2月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二 93、94、95の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において情報提供者が市町村長となる介護保険給付等関係情報の各項	事後	
令和8年2月26日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	(全般に関する) … 企画課 企画情報係 (資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係 (保険給付に関する) … 保健福祉課 高齢者福祉係	(保険料に関する) … 町民税務課 税務係 (資格・保険給付に関する) … 保健福祉課 高齢者福祉係	事後	
令和8年2月26日	②所属長の役職名	(全般に関する) … 企画課長 及川 明 (資格・保険料に関する) … 町民税務課長 阿部 明広 (保険給付に関する) … 保健福祉課長 菅原 義明	(保険料に関する) … 町民税務課長 (資格・保険給付に関する) … 保健福祉課長	事後	
令和8年2月26日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(資格・保険料に関する) … 町民税務課 税務係 (保険給付に関する) … 保健福祉課 高齢者福祉係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL0226-46-3041	(保険料に関する) … 町民税務課 税務係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1372 (資格・保険給付に関する) … 保健福祉課 高齢者福祉係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL0226-46-3041	事後	
令和8年2月26日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年2月26日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を用いて入手を介在させる作業を行う場合は、複数人による確認を行い、人為的ミスが生じないように務めている。	事後	
令和8年2月26日	従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	
令和8年2月26日	最も優先度が高いと考えられる対策		4.委託先における不正な使用等へのリスクへの対策	事後	
令和8年2月26日	当該対策は十分か		十分である		
令和8年2月26日	判断の根拠		契約書において特定個人情報の保護責任者及び取扱担当者等を定める旨規定しているほか、安全管理措置の遵守等必要な事項を定めている。	事後	